（参考）中心経営体

地区名	属性	農業者（氏名・名称）	現状		今後の農地の引受けの意向																							
			経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲																					
							下濁川	木成	中横山	和屋	上濁川	大貝	大下	東菅沼	小局	上馬場	小濁	楡島	東関	猿橋	長沢原	長沢	下平丸	上平丸	小原新田	大原新田	大沢新田	上小沢	大濁	坪山
新井南部地区	認農	A	水稲	4.0 ha	水稲	4.0 ha						○		○	○	○														
	認農	B	水稲	3.1 ha	水稲	3.1 ha												○									○			
	認農	C	水稲	2.4 ha	水稲	2.4 ha																							○	
	認農	D	水稲	2.4 ha	水稲	2.4 ha																				○				
	認農	E	水稲	2.0 ha	水稲	2.0 ha																○								
	認農	F	水稲	1.4 ha	水稲	1.4 ha												○			○						○			
	認農	G	水稲	1.2 ha	水稲	1.7 ha																						○		
	認農	H	水稲	0.9 ha	水稲	0.9 ha																			○	○				
	認農	I	水稲	0.9 ha	水稲	0.9 ha			○																					
	認農	J	水稲	0.6 ha	水稲	0.6 ha																				◎				
	認農	K	水稲	0.6 ha	水稲	0.6 ha																					○			
	認農	L	水稲	0.2 ha	水稲	0.2 ha														○										
	認農	M	水稲	0.2 ha	水稲	0.2 ha																○								
	認農法	N	施設野菜	5.2 ha	施設野菜	5.2 ha																				○				
	認農法	O	水稲、野菜	1.6 ha	水稲、野菜	1.6 ha																				○				
	認農法	P	水稲	0.3 ha	水稲	0.3 ha																			○					
		Q	水稲	4.5 ha	水稲	8.5 ha																○				◎				
		R	野菜	1.5 ha	野菜	1.5 ha						○																		
		S	水稲	0.9 ha	水稲	0.9 ha																						◎		
		T	水稲	0.6 ha	水稲	1.1 ha						○													○					
		U	水稲	0.5 ha	水稲	0.6 ha																						○		
		V	水稲	0.4 ha	水稲	0.4 ha																						○		
		W	野菜	0.4 ha	野菜	0.4 ha																				○	○			
	計	23人		35.8 ha		40.9 ha																								

注1：「農地を営む範囲」欄については、◎：もっとも耕作したい、○：耕作したい、△：機会があれば耕作したいを記載しています。
注2：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。
注3：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
注4：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。